

○ 財務省令 第三百九十七号 平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

平成二十三年八月十五日告示第十一項の規定に基づき、大蔵省告示第二百九十八号(昭和五十七年六月三十日)に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年四月八日告示)に規定する。

一　　二　　三　　四  
名 称 及 び 記 記 用 振 替 法 の 適 用 方 法  
之を機用振替法による競争は受けけるものとす。その規定

競争のし定あ争争う札価振の以律社第年別十財回り付國庫債券(二年)安住淳  
争す得格決、めつ入入。<sup>。</sup>格替適下へ債一法会四政<sup>。</sup>國庫債券大臣  
入るらを定価らて札札に<sup>。</sup>と發<sup>。</sup>、と競争は受けけるものとす。その規定  
札もれ募を格れた<sup>。</sup>価格時「<sup>。</sup>価格に付けるも<sup>。</sup>う」の振替に付けるも<sup>。</sup>う。<sup>。</sup>  
發のる入受競行に価額け争利競にと行格競に付けるも<sup>。</sup>う。<sup>。</sup>日本銀行第<sup>。</sup>七  
行に価額け争利競にと行格競に付けるも<sup>。</sup>う。<sup>。</sup>日本銀行第<sup>。</sup>七  
一よ格にた入利率競にと行格競に付けるも<sup>。</sup>う。<sup>。</sup>日本銀行第<sup>。</sup>七  
とるをよ各札を入わう<sup>。</sup>以競争して行<sup>。</sup>とす。<sup>。</sup>の規<sup>。</sup>  
い發そり申に<sup>。</sup>其札れ<sup>。</sup>下入<sup>。</sup>とす。<sup>。</sup>の規<sup>。</sup>  
う行の加込お<sup>。</sup>そのに<sup>。</sup>、「札わる<sup>。</sup>」の規<sup>。</sup>  
。以<sup>。</sup>發重みいのに<sup>。</sup>、「札わる<sup>。</sup>」の規<sup>。</sup>  
、行平のて利お入価格とる<sup>。</sup>その規<sup>。</sup>  
価均応募率い札格格とる<sup>。</sup>その規<sup>。</sup>  
格非格し募入とてで競競い入

六

イ  
發

価入価・別債行争非者特国札非  
格行札格第参市及入価・別債発競  
競發競Ⅱ加場び札格第参市行争  
争額行争非者特国發競I加場入

額面金額で二兆四千三十八億円

ハロイ

五

方募

入価法入  
札格決  
發競定  
行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競  
入場も加、た価格國定特あ争  
札特の者財後格競債め別つ入  
發別にご務に競争市る参て札  
行参よと大行争入場も加、と  
一加るに臣わ札特の者財同  
と者発応がれの行参よと大に  
い・行募各る募一加るに臣行  
う第へ限國入と者発応がわ  
。II以度債入非下額市札のい・行募各れ  
価一を場で決う第へ限國る  
格國定特あ定一I以度債入  
競債め別つを及非下額市札

七

口イ  
払

札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
発競札格	入価・別債	発競	札
行争発競金	札格第参市	行争	発
入行争額	発競Ⅱ加場	入	行

百十七二	でた条特
七八万兆	三利第別
十億五四	千付一会
円三千千	八国項計
千円五	百債のに
八十九	四に規関
百七	十つ定す
四億	七いにる
十五	億て基法
八千	円、づ律
万八	額き第
七百	面發四
千九	金行十
九十	額し六

でた条特でた条特九つ定円二債のに九つ定う  
 千利第別十利第別億いに、千に規関億いにち  
 九付一会八付一会千て基同三つ定す千て基、  
 百国項計億国項計八はづ法十  
 三債のに三債のに百、き第九  
 十に規関千に規関六額發六  
 二つ定す七つ定す十面行十六  
 億いにる百いにる万金し二  
 円て基法万て基法円額た条  
 、づ律円、づ律  
 額き第  
 面發四  
 金行十  
 額し六

でた条特でた条特九つ定円二債のに九つ定う  
 千利第別十利第別億いに、千に規関億いにち  
 九付一会八付一会千て基同三つ定す千て基、  
 百国項計億国項計八はづ法十  
 三債のに三債のに百、き第九  
 十に規関千に規関六額發六  
 二つ定す七つ定す十面行十六  
 億いにる百いにる万金し二  
 円て基法万て基法円額た条  
 、づ律円、づ律  
 額き第  
 面發四  
 金行十  
 額し六

で利第一百額た条特九付一  
 百國項八で利第別百國項  
 九債の十二付一会九債の  
 十に規万兆國項計十に規

十  
口  
イ  
一  
發

・別債行争非者特国札非入価發  
 第参市及入価・別債發競札格行行  
 II 加場び札格第参市行争發競価  
 非者特国發競 I 加場、入行争格日

九  
八  
ニ  
ハ

振額最  
 替低行争非者特国行争非者特国  
 額入価・別債入価・別債  
 単面札格第参市札格第参市  
 位金發競II加場發競I加場

厘額	厘額	平す額の振	五	円三	万千
面以	面成	るの記替	万	千	二九
金上	金二	。整載法	円	八	千百
額の	額十	数又の		百	円三
百そ	百三	倍は規		五	十
円れ	円年	の記定		十	三億
にぞ	に八	金録に		億	五千
つれ	月	額はよ		千	六百
きの	十	に、る		百	四十九
百応	十五	よ最振		六	
円募	日	る低替		十	
八価		も額口		万	
錢格		の面座		七	
一	五	と金簿		千	

十  
九  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二大銀金二をそ払二  
十三臣行額十支の期月  
から百五払日と十  
年八円年う以し五  
月通に八。前、日  
月知つ月六各及  
十五をき十月支び  
日受百五間払八  
けた円日に期月  
た者属に十  
るい日すお五  
るい日

額面金額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十  
三  
二

初利入価  
期札格  
利発競  
子率行争

規下は期た期平年  
定、が金と成○  
す次そ銀額し二。  
る号の行を、十二  
期及翌休支次四パ  
日び営業払の年।  
に第業う算二セ  
つ十日。式月ン  
い五にたに十ト  
て号支當だよ五  
同に払たしり日  
じ。おうる、算を  
.いへと支出支  
.て以き払し払